

令和4年10月 文書質問及び回答

1 質 問 者 我孫子洋昌議員

2 質問事項 24 時間利用可能な公衆トイレについて

質問の内容・要旨	回答
錦町公衆トイレが廃止、除却されてから初めての冬を迎える。この点について、令和2年11月開催の下川町総合計画審議会（快適環境・地域づくり部会）において、「まちおこしセンターコモレビを使用しても問題ないことが確認できてから錦町公衆トイレを廃止する」と町からの説明があった。錦町公衆トイレが廃止されたので、「コモレビを使用しても問題ないことが確認された」との判断があったと考えられるが、いつそのような確認がされたのか。 夜間の使用についても問題ない状況が整ったとすれば、現在町内で夜間も利用可能な公衆トイレとして、コモレビのトイレが供用されているか。通過車両のドライバーや除雪作業のオペレーター向けにも、24時間利用可能なトイレにすべきであると考え。 にぎわいの広場のトイレを冬期間も利用可能な整備をすることで24時間利用できるトイレとして提供できないか。また、既に供用されているとしたら、町民への告知はどのように実施されているか。	錦町公衆トイレにつきましては、利用者が少ないことから、商工会や付近の商店、公区等に確認をしたところ、なくても問題がないという回答をいただいております。 一方で、議会からは冬期の夜間に利用できる公衆トイレがなくなるため、代替りの施設が確保できるまでは様子を見てはどうかというご意見がありました。 その後、代替施設としてコモレビのトイレが使用できないか、施設担当課、指定管理者、コモレビを使用している事業者等から意向を確認しました。 まず、夜間利用のためには、費用負担を伴う施設の一部改修が必要となること、また、コモレビを使用する事業者には金融機関なども含まれており、防犯上の観点から不安があるなどの意見が出されました。 これを受けて町は、改修費用、防犯上の観点、また、もともとの利用者が少ない状況も鑑み、当面は冬期間24時間利用できるトイレの設置はしないことと、総合的に判断をしたものです。 今後、町民からの要望が多数寄せられ、利用者の増加が見込まれるような状況となれば、改めて設置の検討をしてみたいと考えております。 ご質問の中で、「コモレビを使用しても問題ないことが確認できてから錦町公衆トイレを廃止する」と町から説明があったとされていますが、これについては、コモレビのトイレを使用することについては、施設の所管課と詳しく打ち合わせをし、防犯の観点からも検討したうえで、利用できる可能性があるとなれば、試用期間を設けるとしていたもので、打合せの段階で夜間使用は適さなくなったことから、錦町公衆トイレの廃止に伴い、コモレビを使用して問題ないことが確認されたものではありません。 また、にぎわいの広場のトイレは5月から10月までの間、24時間利用していますが、冬期の利用となると、暖房設備のほか断熱工事などの費用が掛かるほか、維持管理経費も必要となることから、当面は冬期間の使用は考えておりませんので、ご理解願います。